資料１７

総合水泳場　現行の利用料金

現在の指定管理者が、教育委員会の承認を得て設定している利用料金は次のとおりです。

１　専用利用料金

施設区分		利用単位	利用単位当りの金額
50mプール	全面	２時間につき	24,000 円
	１/２		12,000 円
	２コース		5,000 円
飛込プール		２時間につき	11,000 円
25mプール	全面	２時間につき	8,000 円
	２コース		2,000 円
会議室		１時間につき	1,000 円

備　考

１　専用利用とは、施設を団体で専用して利用することをいう。

２　会議室を区切って利用する場合の基本利用料金は、当該基本利用料金の２分の１とする。

２　個人利用料金

施設区分		利用単位	利用単位当りの金額
プール	大人	２時間につき	500 円
	小人		250 円
	高齢者		250 円
トレーニング室	大人	１回につき	260 円
	小人		130 円
	高齢者		130 円

備　考

１　個人利用とは、専用利用以外で個人が利用することをいう。

２　小人とは、中学生以下の者をいう。

３　高齢者とは、65 歳以上の者をいう。

3　附属設備

附属設備の種類		利用単位	利用単位当りの金額
電光表示設備一式		１日につき	11,000 円
放送設備		１時間につき	400 円
通常照明を超える照明	2 倍	１時間につき	1,000 円
	3 倍		2,000 円
	2 倍（25mプール）		300 円

4　利用料金の減免について

相模原市立総合水泳場条例施行規則第 9 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる減免のほか、指定管理者が特に必要があると認め、教育委員会の承認を得たときに定める現在の利用料金の減免は以下のとおりです。

（１）65 歳以上の者が利用するとき（個人利用に限る）。　100 パーセント

（２）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者により構成される団体が利用するとき。100 パーセント

（３）65 歳以上の者により構成された団体が利用するとき。　100 パーセント

5　回数利用券（プリペイドカード）の発行について

回数利用券（プリペイドカード）の発行については、次のとおりです。

（１）2,200 円分使用出来るプリペイドカードを 2,000 円にて発行

（２）4,400 円分使用出来るプリペイドカードを 4,000 円にて発行